

児童福祉法施行規則及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について（概要）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

1. 改正等の趣旨

- 現在、紙媒体を前提に運用されている各省庁が所管する各種免許・国家資格等の事務は、マイナンバー制度の活用による各種申請手続きのオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化推進を実現するため、各資格における国家資格等情報連携・活用システムの導入が進められている。本システムの導入に合わせて、保育士の登録に関する事務に関しても、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等を改正し、都道府県は、住基法に規定する機構保存本人確認情報（※1）の提供を受けること及び都道府県知事保存本人確認情報（※2）を利用すること並びに番号法に規定する利用特定個人情報の提供を受けることができることとした（令和6年5月27日施行）。これを受け、これまで保育士の登録に関する手続きにおいて申請者が書類（紙）により提出することが求められていた本人確認情報等について、本システムを活用することによって提出不要とすることを可能とするための改正を行う。

※1 機構保存本人確認情報：住基法第30条7の3の規定により機構が保存する本人確認情報であって同項の規定による保存期間が経過していないもの（住基法第30条の7の4より）

※2 都道府県知事保存本人確認情報：住基法第30条の6の3の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であって同項の規定による保存期間が経過していないもの（住基法第30条の6の4より）

2. 改正等の概要

- 児童福祉法施行令第17条第2項（内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第9条又は第10条により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する保育士登録証の記載事項に変更が生じた場合に保育士登録証の書換え交付の申請に添えて提出する書類について、都道府県知事が、申請者の機構保存本人確認情報若しくは都道府県知事保存本人確認情報又は利用特定個人情報により申請の原因となる事実を確認できるときは、提出を要しないものとする。
- 児童福祉法施行規則第1号様式、第5号様式から第8号様式まで及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第2号様式から第5号様式までについて個人番号欄の追記等を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

児童福祉法施行令第 21 条

国家戦略特別区域法施行令第 9 条

4. 施行期日等

公 布 日：令和 6 年 11 月 29 日

施行期日：公布日（予定）